

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の主な改定内容

■ 改定要旨

国土交通省及び農林水産省の最新版共通仕様書に準拠した改定

1. 共通事項

- ①用語の定義において、「連絡」、「電子納品」及び「情報共有システム」が追加
「書面」の定義が改正
- ②受注者の賠償責任において、「履行の追完」が追記
- ③提出書類において、令和3年2月1日付け人第1406号「行政手続における押印等の見直しについて（通知）」により書類の押印廃止を行う。
- ④字句の訂正

2. 設計業務共通仕様書

○共通編

- ・第1章総則第1132条安全の確保において、業務に伴い伐採した立木の処分について、野焼きの禁止を明文化

○砂防及び地すべり対策編

- ・第4章地すべり対策調査・計画・設計において、「水系砂防」から「土砂・洪水氾濫対策」に語句が変更

3. 測量業務共通仕様書

○森林整備編

- ・第2章第1節に「平面測量」を追加

4. 地質・土質調査業務共通仕様書

- ・第2章機械ボーリング第204条成果物において、「コアの提出要否については、監督職員と協議する。」とした。